



# 東光監査法人

## TOKOニュースレター

Vol. 20/2012年6月号

発行日：2012年6月19日

関東では、ついに梅雨入りが発表されました。梅雨の時期の携帯必需品は傘ですが、最近はゲリラ雷雨もあるため、簡単な折り畳み傘だと不安になります。会社も安心した経営を維持するため、経済のゲリラ豪雨に備え「高い収益性」という頑丈な傘を確保したいものです。

### I. 最新情報（2012年5月1日～2012年5月31日）

#### 1. 一般会計（会計制度委員会）

| CPA協会<br>HP掲載日 | 種<br>類   | タイトル   | 内 容  | 適用時期 |
|----------------|----------|--|--|------|
| 2012年5月<br>16日 | 研究<br>報告 | 会計制度委員会研<br>究報告第14号「比<br>較情報の取扱いに<br>関する研究報告（中<br>間報告）」の公表に<br>ついて | <p>企業会計基準第24号「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」、企業会計基準適用指針第24号「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準の適用指針」、及び「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」等において比較情報の作成が規定され、適用されています。本研究報告は、これらに対応するため、既存の制度や内閣府令改正案に対するコメント対応等で示されている取扱いを整理するとともに、実務上の疑問点に関する当協会の考え方を示すことにより、当協会会員の業務の参考に資するべく、主に開示に関して取りまとめたものです。なお、今後の実務上の適用に当たり、整理すべき新たな論点が生じてきた場合には、本研究報告に追加していくことを予定しております。</p> <p>本研究報告の取りまとめに当たっては、3月27日から4月17日までの間、草案を公開し、広く意見を求めています。公開草案では、「3. 個別財務諸表への移行に伴う比較情報の開示」について述べておりましたが、その後、さらに関連して検討すべき事項が生じたため、結論を含めて引き続き検討することとし、同項目については削除しております。</p> | —    |

## 2. IFRS 関係（会計制度委員会）

該当事項なし

## 3. 非営利・公会計（非営利法人委員会・公会計委員会）

| CPA協会<br>HP掲載日 | 種類  | タイトル   | 内 容  | 適用時期                                       |
|----------------|-----|--|--|--|
| 2012年3月<br>31日 | その他 | 「「地方独立行政<br>法人会計基準」及<br>び「地方独立行政<br>法人会計基準注<br>解」に関するQ&<br>A」並びに「「地<br>方独立行政法人会<br>計基準」及び「地<br>方独立行政法人会<br>計基準注解」に関<br>するQ&A【公営企<br>業型版】」の一部<br>改訂について | 地方独立行政法人の会計に関する認識、測定、表示及び開示について定める「地方独立行政法人会計基準」及び「地方独立行政法人会計基準注解」（以下「地方独立行政法人会計基準」という。）が、平成24年3月30日に改訂されたのを受け、総務省及び日本公認会計士協会は、地方独立行政法人会計基準の実務上の留意点を定める「「地方独立行政法人会計基準」及び「地方独立行政法人会計基準注解」に関するQ&A」（以下「一般型Q&A」）並びに「「地方独立行政法人会計基準」及び「地方独立行政法人会計基準注解」に関するQ&A【公営企業型版】」（以下「Q&A」という。）を改訂いたしましたのでお知らせいたします。<br><br>本改訂は、減損及び公立大学法人における科学研究費補助金等の附属明細書に係る規定の整備や地方独立行政法人会計基準において企業会計基準第24号「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」が適用されないことに伴う関係規定の整備等を行うものです。なお、改訂後のQ&Aのうち、公立大学法人における附属明細書に係る規定（一般型Q&AQ77-2）については、平成24事業年度から（早期適用可）、その他の規定については、平成23事業年度から適用されます。 | 平成23年事業年度から適用（但し、一般型Q&AQ77-2は、平成24事業年度から適用 |

#### 4. 学校法人会計（学校法人委員会）

| CPA協会<br>HP掲載<br>日 | 種類       | タイトル  | 内 容   | 適用時期 |
|--------------------|----------|---|---|------|
| 2012年5<br>月16日     | 公開<br>草案 | 学校法人委員会報告第43号「有価証券発行学校法人監査における監査報告書及び理事者確認書について」の改正について<br>(公開草案) | <p>日本公認会計士協会（学校法人委員会）は、平成22年3月26日に企業会計審議会から公表された「監査基準の改訂に関する意見書」に対応するため、学校法人委員会報告第43号「有価証券発行学校法人監査における監査報告書及び理事者確認書について」の見直しを行ってまいりましたが、このたび、一応の検討を終えたため、草案を公表し、広く意見を求めることといたしました。本公開草案の主な改正内容は以下のとおりです。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 監査報告書は、「監査の対象」、「財務諸表に対する理事者の責任」、「監査人の責任」、「監査意見」の区分に分け、「監査の対象」以外はそれぞれ見出しを付して明瞭に記載し、意見を表明しない場合にはその旨を監査報告書に記載しなければならないとした。</li> <li>・ 理事者確認書は、監査基準委員会報告書580「経営者確認書」及び学校法人委員会研究報告第14号「理事者確認書に関するQ&amp;A」に対応した修正を行った。</li> </ul> | —    |

## Ⅱ. 連絡広場

### 1. ワンポイントメッセージ

#### 過去の誤謬と内部統制報告書の対応

過年度遡及会計基準が平成 23 年 4 月 1 日以後開始する事業年度から適用されております。これに伴い内部統制報告書の対応がどのようになるか気になるところです。

通常は、内部統制体制の評価結果に関する重要な事項の誤りがあった場合には、内部統制報告書も訂正報告書を提出する必要があります。しかし内部統制報告書で「財務報告に係る内部統制は有効である」旨を記載しても、いかなる表示の記載も完全に防止又は保証するものではありません。また過去の誤謬の訂正によって、内部統制報告書の記載事項について重要な事項の変更が生ずるとも限らず、当該過去の誤謬の訂正をしても提出済みの内部統制報告書の訂正を要しないと整理することは十分にあり得ると思われま

す。実際には、提出済みの内部統制報告書に関しては、下記の点を勘案し、訂正報告書の要否を検討することになります。

- ① 過去の誤謬による修正再表示が、問題となる事業年度の内部統制の不備に起因しているか否か
- ② 内部統制の不備が当該事業年度における評価範囲内から生じたものであったか否か
- ③ ②であった場合には、当該不備は重要な欠陥に該当するか否か

### 2. ペーパーフェイスブック

今回も引き続き「学校法人の会計及び監査」をテーマにつぶやきます。なお文中の意見に関する部分は筆者の私見であり、弊法人の公式見解ではありませんので予めご了承願います。

(注) このニュースレターは弊社クライアントに発信しているため、お互い顔が見える方への情報発信という意味で「ペーパーフェイスブック」とタイトルをつけました。「良いね!」と思われる方は、当法人の担当者がお伺いした際、お声をかけて下さい。

## テーマ：学校法人の会計及び監査

#### 【疑問】

企業の会計不正に関する監査基準の検討が始まりました、学校法人監査にも影響があるのでしょうか？

#### 【つぶやき】

会計不正に関する監査基準の設定について企業会計審議会監査部会での検討がこの 5 月に開始されました。「監査期待ギャップ」と「期待はずれ監査」にみる財務情報利用者と監査人との意識相違、「会計不正を発見できないような会計士監査は不要である」との意見もでてきているようです。今後どのような議論を経て結論がでるのか、いずれにしても平成 25 年 4 月 1 日以降開始事業年度の適用を念頭においています。同部会議論の中には、平成 20 年より適用された内部統制監査に関連する資料作成に監査の少なからぬ時間を費やされ、実際の監査時間が逆に減少している見解も出されているようです。このことは、平成 23 年に改定された監査基準の趣旨である内部統制評価の簡素化に関する実務的適用方法を各監査人が実行すべき時期とも映ります。

本紙掲載の記事等の無断複写・複製を禁じます。 Copyright© Toko audit corporation. All rights reserved

ところで、この種の問題は古くて新しいもので、無論私学助成法の会計士監査においても「不正、誤謬及び違法行為」についての監査指針が既に公表されているわけで、改めて議論をするかは不明ですが、新基準が適用されることは間違いないと考えます。監査人交代時の手続きから、会計不正の存在を疑うような兆候を発見した時の手続きなどでしょうか。

さて、知人の公認会計士に学校法人の重要な虚偽表示リスクについて尋ねたところ、即座に「創業者一族との取引」への返答がありました。私立学校も幼稚園から大学まで裾野は広いが概ね抱えている本質的な問題には共通点があるのかもしれませんが。これらを推測すれば、リスクアプローチでは議論尽くされている「内部統制を無効化させる脅威」ということになるわけで、とりわけ創業者が絡む場合には注意を要することになり、形式的な議論をするならば、ガバナンスの問題であり、これが上手く機能しないケースは既に多々顕在化しています。監査人側からみてもデリケートな問題であることは認識されています。

実は学校法人、特に大学について言えば、内部統制を無効化させる要因として上記関係役員以外に教学関係者の存在を完全に否定するわけにいかずこの辺りは企業と幾分相違する面があります。例えば大学における教育研究活動の一環として設備機器や物品の調達、研究補助者への給与支払いなど研究費用に関与することがあり、このような行為が所定のルールから逸脱していることが判明したとしても管理関係者が異を唱えがたい環境があります。科研費の不適正使用などもその例で、末端組織までのモニタリングが難しい面を表しています。結論的に言えば、私学のガバナンス組織を構築する時には教学関係者の参画がより強く求められていることになります。

【発行元】

東光監査法人 ナレッジチーム

〒102-0072

東京都千代田区飯田橋 3-7-4 彩風館6F

Tel:03-6904-2702 Fax:03-6904-2703

以 上